

審査基準（公表用）

様式第 3 号
所管課 水産課

法令名	佐賀県漁業調整規則			法令番号	令和 2 年佐賀県規則第 6 3 号			
手続名	試験研究等の適用除外の許可			根拠条項	第 4 7 条第 1 項			
審 査 基 準	<p>水産動植物の採捕の目的が、次の各号のいずれかの場合に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験研究のための場合 ・教育実習のための場合 ・増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）のための場合 							
受付 機関	水産課	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	標準処理期間	3 0 日	目次
						標準経由期間	日	